説　明　書

富山大学（杉谷）学生支援センター改修設計業務に係る参加表明書及び技術提案書の提出に関する詳細は下記によるものとする。
なお、本件業務は、「「公共事業の入札・契約手続の改善に関する行動計画」運用指針」（平成８年６月１７日事務次官等会議申合せ）記４に定める調達の対象外である。

また、本業務に係る契約締結は、当該業務に係る平成２５年度本予算が成立し、予算示達がなされることを条件とするものです。

記

１．公 示 日　平成２５年　２月２１日

２．発 注 者　国立大学法人富山大学
　　契約責任者　事務局長　鹿野　芳郎

３．担当部局　〒９３０－８５５５
　　富山県富山市五福３１９０番地
　　国立大学法人富山大学施設企画部施設企画グループ
　　電話　０７６－４４５－６０６２

４．業務概要
（１）業務名　　富山大学（杉谷）学生支援センター改修設計業務
（２）業務内容　　富山大学杉谷キャンパス福利棟改修の実施設計
（３）履行期限　　平成２５年　７月３１日(水)(補強設計の評定の提出まで期限内とする。)
（４）業務の詳細説明　　別紙の「設計業務委託特記仕様書」のとおり
（５）本件業務は、「国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針」に基づき、温室効果ガス等の排出の削減に配慮する内容をテーマとした技術提案を求め、技術的に最適な者を特定する環境配慮型プロポーザル方式の適用業務である。

５．参加表明書及び技術提案書の作成様式及び記載上の留意事項
別紙の「参加表明書作成要領」及び「技術提案書作成要領」のとおり

６．受注資格の喪失
本件業務を受注した建設コンサルタント等（協力を受ける他の建設コンサルタント等を

含む。以下同じ。）及び当該建設コンサルタント等と資本若しくは人事面において関連を有する製造業者及び建設業者は、本件業務に関するすべての建設業務の受注資格を失う。

７．技術提案書の提出者に要求される資格

次に掲げる条件を全て満たしている単体であること。

（１）文部科学省における平成２３・２４年度設計・コンサルティング業務の競争参加資格の認定を受けている者であること。

（２）経営状況が健全であること。

（３）不正又は不誠実な行為がないこと。

（４）建築士法（昭和２５年法律第２０２号）第２３条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

８．技術提案書の提出を求める者を選定するための基準（別紙の参加表明書及び技術提案書の評価表のとおり）

（１）担当予定技術者の能力【審査のウェートは６分の５】

資格、主要業務の実績、同種又は類似業務の実績

（２）技術提案書の提出者の能力【審査のウェートは６分の１】

技術者数、技術力、主要業務の実績、同種又は類似業務の実績

９．技術提案書を特定するための評価基準（別紙の参加表明書及び技術提案書の評価表のとおり）

（１）担当予定技術者の能力【審査のウェートは１０分の５】

資格、主要業務の実績、同種又は類似業務の実績

（２）技術提案書の提出者の能力【審査のウェートは１０分の１】

技術者数、技術力、主要業務の実績、同種又は類似業務の実績

（３）業務の実施方針【審査のウェートは１０分の２】

業務内容の理解度、実施方針の妥当性、実施手法の妥当性

（４）課題についての提案【審査のウェートは１０分の２】

提案の的確性、提案の独創性、提案の実現性

１０．公示の写し　別紙のとおり

１１．契約書作成の要否等　　要　　別紙の「契約書（案）」により契約書を作成する。

１２．支払条件　　業務委託料(前払金を含む)は、請求に基づき２回以内に支払うものとする。

１３．参加表明書の提出期限、場所及び方法等

（1）記７（1）に掲げる資格を満たしていない者も参加表明書を提出することができるが、記１６（２）①の提出期限の日において、当該資格を満たしていなければならない。

（２）参加表明書の提出期限、場所及び方法等

① 提出期限　平成２５年　3月　4日（月）１７時００分　ただし、行政機関の休日に関する法律（昭和６３年法律第９１号）第１条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）は受付けない。

② 提出場所　記３に同じ。

③ 提出方法　持参又は郵送(書留郵便等記録が残る方法に限る。)すること。ただし、郵送の場合は提出期限までに必着のこと。
なお、ファクシミリによるものは受付けない。

④ 提出部数　参加表明書１部、技術資料８部

１４．提出要請者の選定

（1）参加表明者が記７に掲げる資格を満たしているか否かの確認を記１３（２）①の提出期限の日を基準日として行う。

ただし、記７（1）に掲げる資格を満たしていない者であっても、記１６（２）①の提出期限の日において当該資格を満たしていることを条件として、当該資格を満たしていることを確認する。

（２）記７に掲げる資格を満たしている参加表明者の中から、記８に掲げる基準に基づき、技術提案書の提出を求める者（以下「提出要請者」という。）として評価点数の上位から原則３社を選定する。

（3）（２）の選定の結果は、平成２５年　3月１１日（月）までに書面により通知する。

１５．非選定理由に対する質問書の提出期限、場所及び方法等

（1）提出要請者に選定されなかった者は、書面（様式は自由）によりその理由について説明を求めることができる。

（２）質問書の提出期限、場所及び方法

① 提出期限　平成２５年　3月２１日（木）１７時００分　ただし、休日は受付けない。

② 提出場所　記３に同じ。

③ 提出方法　持参又は郵送（書留郵便等配達の記録が残る方法に限る。）すること。ただし、郵送の場合は提出期限までに必着のこと。なお、ファクシミリによるものは受付けない。

（3）（1）の質問に対する回答期限及び方法

① 回答期限　　平成２５年　３月２９日（金）
② 回答方法　　質問回答書を郵送する。

１６．技術提案書の提出期限、場所及び方法等
（１）記１４（３）の通知により技術提案書の提出を求められた者は、技術提案書を提出することができる。
（２）技術提案書の提出期限、場所及び方法等
① 提出期限　　平成２５年　３月１８日（月）　１７時００分　ただし、休日は受付けない。
② 提出場所　　記３に同じ。
③ 提出方法　　持参又は郵送（書留郵便等配達の記録が残る方法に限る。）すること。ただし、郵送の場合は提出期限までに必着のこと。なお、ファクシミリによるものは受付けない。
④ 提出部数　　技術提案書１部、技術資料８部
（３）提出期限までに技術提案書を提出しない者は、技術提案書の提出を辞退したものとみなす。

１７．技術提案書の特定
（１）技術提案者が、記７に掲げる資格を満たしているか否かの確認を記１６（２）①の提出期限の日を基準日として行う。
（２）記７に掲げる資格を満たしている技術提案者の技術提案書の中から、記９に掲げる基準に基づき、技術提案書を特定する。
　なお、当該技術提案書に次ぐ技術提案書を次順位として選定する場合がある。
（３）（２）の特定の結果は、書面により通知するとともに、特定した技術提案書（参加表明書を含む。）及び技術提案書が特定された者を閲覧により公表する。
（４）閲覧の開始及び場所
① 閲覧開始　　平成２５年　３月２８日（木）から　ただし、休日は行わない。
② 閲覧場所　　記３に同じ。
③ 閲覧時間　　９時００分から１７時００分まで。

１８．非特定理由に対する質問書の提出期限、場所及び方法等
（１）技術提案書を特定されなかった者は、書面（様式は自由）によりその理由について説明を求めることができる。
（２）質問書の提出期限、場所及び方法
① 提出期限　　平成２５年　４月　８日（月）１７時００分　ただし、休日は受付けない。

② 提出場所　　記３に同じ。

③ 提出方法　　持参又は郵送（書留郵便等配達の記録が残る方法に限る。）すること。ただし、郵送の場合は提出期限までに必着のこと。なお、ファクシミリによるものは受付けない。

（３）（１）の質問に対する回答期限及び方法

① 回答期限　　平成２５年　４月１８日（木）

② 回答方法　　質問回答書を郵送する。

１９．説明書に対する質問書の提出期限、場所及び方法等

（１）説明書に対する質問がある場合は、書面（様式は自由）により提出すること。

（２）質問書の提出期限、場所及び方法等

① 提出期限　　平成２５年　２月２６日（火）１２時００分　ただし、休日は受付けない。

② 提出場所　　記３に同じ。

③ 提出方法　　持参又は郵送（書留郵便等配達の記録が残る方法に限る。）すること。ただし、郵送の場合は提出期限までに必着のこと。なお、ファクシミリによるものは受付けない。

（３）（１）の質問に対する回答期限及び方法

① 回答期限　　平成２５年　２月２８日（木）１０時００分

② 回答方法　　質問回答書をファクシミリにより送る。

２０．その他

（１）手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

（２）参加表明書及び技術提案書の作成及び提出に要する費用は、参加表明者及び技術提案者の負担とする。

（２）契約保証金　納付。

ただし、有価証券等の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

（４）参加表明書又は技術提案書の無効等

① 参加表明者が他の参加表明者の協力事務所になっている場合は、当該参加表明書は全て無効とする。

② 虚偽の内容が記載されている参加表明書又は技術提案書は無効とし、提出要請者としての選定及び技術提案書の特定についてはこれを取り消す。

③ 参加表明書又は技術提案書が次の条件の一に該当する場合は失格となることがある。

ア．別紙の「参加表明書作成要領」又は「技術提案書作成要領」に示された条件に適

合しないもの。

イ．提出期限、場所及び方法等に適合していないもの。

ウ．記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。

エ．記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。

オ．許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの。

（５）手続における交渉の有無　　無

（６）当該業務に直接関連する他の業務の契約を当該業務の契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無　　無

（７）関連情報を入手するための照会窓口　　記３に同じ。

（８）参加表明書及び技術提案書は、返却しない。

ただし、技術提案書を特定した技術提案者の参加表明書及び技術提案書以外は、提出時に返却の希望があったもののみ返却する。

なお、返却を希望する者は、その旨を参加表明書及び技術提案書に記載すること。

（９）参加表明書及び技術提案書は、本手続以外に参加表明者及び技術提案者に無断で使用しない。

ただし、参加表明書及び技術提案書は、公正性、透明性及び客観性を確保するため必要があるときは、公表することがある。

（１０）参加表明書及び技術提案書は、特定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。

（１１）参加表明書及び技術提案書の提出期限以降における参加表明書及び技術提案書の差し替え及び再提出は認めない。また、参加表明書及び技術提案書に記載された担当予定技術者は、病休、死亡、退職等の極めて特別の理由があると認めた場合を除き変更することはできない。

なお、当該技術者の変更を認めた場合を除き当該技術者を配置できない場合は、提出要請者としての選定及び技術提案書の特定についてはこれを取り消す。

（１２）参加表明書又は技術提案書の作成のために発注者より受領した資料は、発注者の了解なく公表又は他の目的のために使用することはできない。

（１３）提出要請者の選定及び技術提案書の特定その他の手続に不服がある者は、国立大学法人富山大学長に対して苦情申立てを行うことができる。

（１４）特定された者の技術提案に盛り込まれた内容のうち、発注者が実施すべきと判断したものについては、特記仕様書に明記することとする。

（１５）契約締結前に建築士法第２４条の７に基づく重要事項説明を行うこと。